

令和4年度「商店街・飲食店街等支援事業費補助金」交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度「商店街・飲食店街等支援事業費補助金」(以下「補助金」という。)の交付については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店街や飲食店街等が取り組む、県内消費の促進や感染予防策を支援することにより、商店街や飲食店街等の魅力向上及び事業の継続を図ることを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

一 次の(1)~(5)のいずれかに該当すること。

- (1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された商店街振興組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合等法人格をもった団体であること。
- (2) 法人化されていない(1)に類する団体で、次の事項に該当すること。
 - ア 定款、約款、規約等により代表者の定めがあること
 - イ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること
 - ウ 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること
 - エ 構成員・会員の7割程度以上が中小企業・小規模事業者であること
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令(昭和32年政令第279号)別表第一号~第六号に掲げる業種による生活衛生同業組合であること。
- (4) 飲食店で構成され、飲食店の振興を目的とする団体で、次の事項に該当すること。
 - ア 特定の地域の飲食店の振興を図る事業活動を行うことを主たる目的として設立された団体であることが定款等で確認できること
 - イ 定款、約款、規約等により代表者の定めがあること
 - ウ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること
 - エ 構成員・会員が飲食店を営む事業者であること
 - オ 構成員・会員の7割程度以上が中小企業・小規模事業者であること

(5) その他知事が必要と認めた者。

二 次に掲げる欠格事項に該当していないこと。

- (1) 国税及び地方税に滞納がある者。ただし課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。
- (2) 秋田県又は公的金融機関(以下「債権者」という。)からの融資(間接融資を含む)等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
- (3) 秋田県暴力団排除条例(平成23年3月14日秋田県条例第29号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、商店街や飲食店

街等が実施する消費促進及び感染予防に資する事業とする。

(補助金の交付の対象)

第5条 この補助金は、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費であって、別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(補助率及び額)

第6条 前条の補助金の額は、総事業費の10分の10以内かつ補助事業者1者当たり500万円を上限とする。補助事業者が2者以上で連携して事業を行う場合は、500万円に補助事業者数を乗じた額を上限とする。また、日本国内において、令和3年1月8日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等が発出されている状況下で、大規模イベント等が中止となった地域における、当該地域の商工会議所又は商工会と連携した事業を実施する場合は、特例として補助上限額を250万円引き上げる。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、この要綱の施行の日から令和5年2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業実施計画書(様式第2号)

二 収支予算書(様式第3号)

三 履歴事項全部証明書(法人化されていない団体の場合は定款、約款、規約の写し)等

四 誓約書(様式第4号)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

3 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助事業の実施期間は、第10条の規定に基づく交付決定通知があった日から、補助事業者が事業計画の完了とした日、又は令和5年2月28日のいずれか早い日までとする。ただし、令和4年4月1日以降で交付決定の前に着手した事業については、適正と認められる場合には、事業に着手した日から、補助事業者が事業完了の日とした日、又は令和5年2月28日のいずれか早い日までとする。

5 補助事業者が2者以上で連携して事業を行う場合は、代表者を1者定め、代表者が申請することとする。

(交付の条件等)

第9条 補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- 一 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - 二 次に掲げる場合は、予め知事の承認を受けること。
 - (一) 総事業費の20%を超える増減がある場合
 - (二) 補助金所要額が交付決定額を超える場合
 - (三) 補助金所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
 - (四) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - 三 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - 四 補助事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、国及び県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - 五 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項第二号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
 - 一 補助事業変更承認申請書（様式第5号）
 - 二 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）
 - 3 第1項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項については、別に条件を付するものとする。

（交付決定通知等）

- 第10条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金交付決定変更書（様式第8号）によるものとする。
- 2 知事は、前条第2項第2号による申請書を受けた場合において、申請書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の状況を確認し、不相当である場合を除き補助事業中止（廃止）承認書（様式第9号）を交付するものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第11条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（状況報告）

- 第12条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、知事から要求があったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書（様式第10号）により、提出するものとする。

（実績報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条第2項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 事業実績書（様式第12号）
 - 二 収支精算書（様式第13号）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

- 3 補助事業者は、第8条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じ、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項第2号に規定する承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。
- 3 財務規則第258条第3項及び第4項の規定により概算払をすることができる補助金等の限度額は交付決定額の10分の10以内とし、補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払申請書(様式第15号)に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、第8条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第13条第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し当該消費税等仕入控除税額について期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 前項の消費税等仕入控除税額の返納期限は、当該命令のなされた日から起算して20日を経過した日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて財務規則第260条第1項に定める率で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 一 補助金を他の目的に使用したとき。
- 二 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- 三 補助事業の施行方法が不適正であるとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。
- 2 知事は、第14条の規定により確定した交付の決定額が、すでに交付した補助金の額に満たないときは、その決定額を超える部分について期限を定めて返還を命ずるものとする。
- 3 前2項に規定する返還については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第16号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第16号による取得財産等管理台帳（明細表）を添付しなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第19条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産のうち、取得原価が50万円以上の財産とする。ただし、当該補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 前項の規定による知事の承認の申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第17号）によるものとする。

(調査等)

第20条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(要領への委任)

第22条 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は要領で定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	補助対象経費
報償費	専門家謝金、人件費等
旅費	専門家招へい費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費等
使用料及び賃借料	会場使用料、リース料等
負担金	商品券上乗せ分の経費等
委託料	会場設営、音響、警備等の委託に係る経費
人件費	事業のために新たに雇用する者の人件費
その他知事が必要かつ 相当と認める経費	